

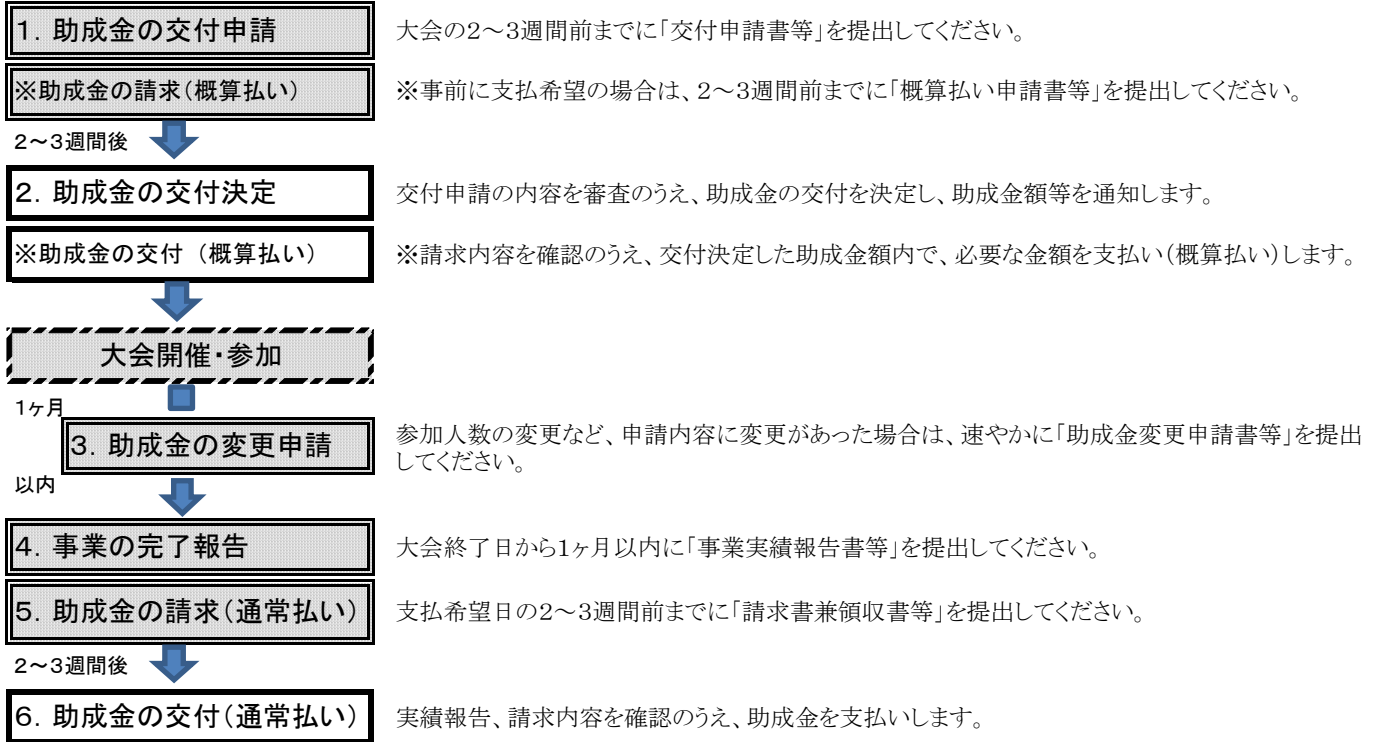
令和4年度派遣助成金を申請される皆様へ

～申請、交付決定、完了報告、交付（支払）までの手順など～

派遣助成金を受けるにあたっては、以下の事務手続きにより行ってください。

各申請書等の書類を、提出前にファックスやメールで送付いただければ、内容の確認をしますので、手続きがスムーズになります。手続きに不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

□:申請者の行う事務 **□**:生涯学習課の行う事務



- 提出していただく各申請書等には、申請者名（団体名（学校名や同好会名等）、代表者職氏名）の記載と押印が必要です。
 - ・各申請書等には、全て同じ申請者名を記載し、同じ印鑑を使用してください（シャチハタ不可）。
 - ・使用する印鑑は、市立中学校・義務教育学校（後期課程）・北陽高等学校の部活動等の場合は「学校長の私印」になります。
市立小学校・義務教育学校（前期課程）の同好会等の場合は「代表者の私印」又は「学校長の私印」になります。
それ以外の場合は「学校長の印」でもかまいません。
- 各申請書等の記載内容を間違った場合、修正液での訂正は不可です。
 - ・訂正部分に訂正線を引いて訂正のうえ、各申請書等と同じ印鑑を訂正印として押印してください。

1. 助成金の交付申請について

大会の出場時期に応じて、随時、申請を受け付けいたします。

必ず「事前（大会前）申請」をしてください。 事前に交付決定しますので、大会出場が決まり次第、余裕を持って申請してください。交付決定までには2～3週間かかります。

事後申請の場合は、助成金の交付は認められませんので、ご了承ください。

申請及び交付決定の前に支出したものは、対象経費として認められませんので、ご注意ください。

《申請に必要な書類》

- (1) 助成金交付申請書（全道大会）または、助成金交付申請書（全国・国際大会）
- (2) 事業予算書
- (3) 参加者名簿（大会に参加するメンバー、引率者名がわかるもの）
- (4) 地区大会の賞状の写し（予選を通過して、上位大会に参加することがわかるもの）
- (5) 参加する大会等の開催・参加要項（参加要項、プログラム等、大会内容や規約がわかるもの）

《助成額について》

助成額は小学校・中学校・高校生によって異なりますので、助成基準をご覧ください。
小中高校生の混成による出場の場合、引率者の助成区分は主たる活動を行う学校とします。
全道大会は、 釧路市文化振興条例に基づく派遣助成基準（引率者の助成対象は1名）
全国・国際大会は、 釧路市文化振興条例に基づく派遣助成基準（引率者の助成対象は1名）
釧路市カケハシ青少年育成基金助成基準（引率者の助成なし）

※助成金の請求・交付（概算払い）について

実績報告の前に助成金が必要な場合には、概算払い申請をすることができます。
支払希望日の確認等がありますので、申請前にご相談ください。
交付（支払い）までには、2～3週間かかりますので、余裕を持って申請してください。
請求内容を確認のうえ、交付決定した助成金額内で、必要な金額を支払い（概算払い）いたします。
詳しくは、6. 助成金の交付（通常払い）をご確認ください。

《申請に必要な書類》

- (1) 補助金等概算払申請書
- (2) 請求書兼領収書
- (3) 「助成金交付決定書」の写し
- (4) 委任状 ※口座振込先の名義人氏名が、請求書欄の債権者氏名（申請者名）と大きく異なる場合等に必要です。

2. 助成金の交付決定について

申請書等の内容を審査したうえで、助成の決定をいたします。
書類内容の確認のために問合せをする場合がありますので、ご承知おきください。
決定した場合には「助成金交付決定書」により助成金額等を通知いたします。

3. 助成金の変更申請について

参加人数の変更など、申請内容に変更があった場合は、速やかに申請してください。
助成金を交付（概算払い）済みの場合は、助成金の返還等をしていただきます。

《申請に必要な書類》

- (1) 助成金変更（取下げ）申請書
- (2) 参加者名簿（交付申請時の参加者名簿等を元に、欠場者等がわかるもの）など

4. 事業の完了報告について

大会が終了した日から1ヶ月以内に、完了報告を行ってください。

《完了報告に必要な書類》

- (1) 事業実績報告書（全道大会）または事業実績報告書（全国・国際大会）
- (2) 事業決算書
- (3) 参加者名簿（大会に参加したメンバー、引率者名がわかるもの）
- (4) プログラム・賞状の写し等、大会の内容や結果がわかるもの
- (5) 参加した大会等の開催要項（開催要項、プログラム等、大会の内容や規約がわかるもの）
- (6) 補助事業精算報告書 ※助成金を交付（概算払い）済みの場合に必要です。

5. 助成金の請求（通常払い）について

実績報告時から、助成金の請求の受け付けをいたします。
支払希望日の2～3週間前までに、請求してください。

《請求に必要な書類》

- (1) 請求書兼領収書
- (2) 「助成金交付決定書」の写し
- (3) 委任状 ※口座振込先の名義人氏名が、請求書欄の債権者氏名（申請者名）と大きく異なる場合等に必要です。

6. 助成金の交付（通常払い）について

実績報告、請求内容を確認のうえ、助成金の交付（支払い）をいたします。
助成金は、原則、口座振込みで受け取ることができます。
請求書兼領収書に記入した口座に入金します。（振込口座がない場合は事前にご相談ください）

【担当】

釧路市教育委員会 生涯学習課（担当：岩田、大戸）
〒085-0016 釧路市錦町2丁目4番地 釧路フィッシャーマンズタワーM004階
TEL (0154) 31-4579 / FAX (0154) 22-9096
Email : sh-shougaigakushuu@city.kushiro.lg.jp